

訓令案の二

厚生省訓第三六一號

國立栄養研究所長

國立栄養研究所長職務規程を、次のように定める。

右訓令する。

昭和二十二年五月一日

大臣

厚生省

國立栄養研究所長職務規程

厚生省

第一條 所長は、三級官吏及び嘱託の進退賞罰を厚生大臣に呈申する。

第二條 左の事項は、所長が専らこれを行う。

一 職員の職務擔任に関する事。

二 僱員及び傭人の進退給與に関する事。

三 職員の内國出張に関する事。但し、所長が

出張については、この限りでない。

四 職員の除服、出仕及び請暇に関する事。

第三條 所長は、前年度中の事務成績を毎年五月末

日までに、厚生大臣に報告しなければならぬ。但し、臨時に必要と認める事項は、その都度報告しなければならぬ。

厚生省

訓令案の三

厚生省訓第三号

厚生部内一般

公衆衛生院事務分掌規程を、次のように改正する。

右訓令する。

昭和二十二年五月一日

大臣

裏面白紙

408

丙

判決

月日

合校

行施

月日

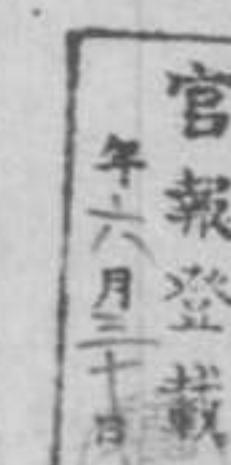
月日

月日

起案用紙
起案用紙(丙)

主任

昭和廿九年六月廿七日



課長

○官廳予項

①公衆衛生院予務分掌規程中改正 公衆

衛生院予務分掌規程の一部を次のよう改

改正し、五月一日から施行した。

日月送受		號		局議合		課局欄		主管局	
第		號	受	第		號	受	案起	
號	受	月	月	號	受	月	月	昭和	年
送	月	日	日	送	月	日	日	月	月
								日	日
判決									
月 日									
合校									
— 行施 —									
月 日									
受局付課									
月 第									
日 號									
月 日									
へ送ル 月 日									
主任									
課長									
昭和廿九年六月廿七日									
官報登載									
年六月三十日									

第一條中「庶務課」の次に「教務課」を加え、「四部」を「三部」に改め、「國民栄養部」を削る。

第二條ヲニ 教務課では、公衆衛生技術者の養成訓練の教番に関する事務を行ふ。

第三條中「審議室では、」の次に「院長の命を受け養成訓練班に」を加える。

第五條及び第六條を削り、第七條を第五條とし、

第八條を第六條とする。

官報案報欄登載

○公衆衛生院事務令掌規程中改訂
公衆衛生院事務令掌規程の一部を次のように改訂し、五月一日から施行した。

(本文は訓令草に合じ)

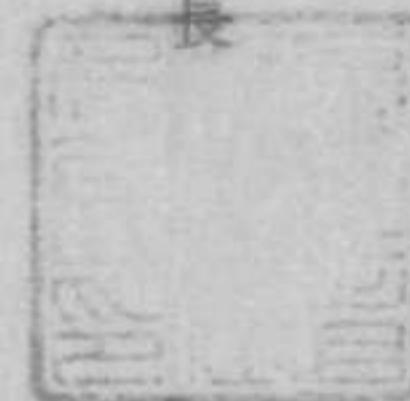
裏面白紙

410

公保發第九七號

昭和二十二年三月十三日

公衆保健局長



秘書課長殿

國立染瘡研究所事務分掌規程及び同
研究所長職務規程制定並に厚生省分
課規程改正方の件

國立染瘡研究所官制制定に伴ひ同研究所事務分掌規程及び同研究所長職務規程を
別紙(一)及び(二)に依り、厚生省分課規程を別紙(三)に依り制定並に改正方御取計はれ
たい。

追て右制定並に改正は研究所官制の制定と同時に施行するよう御取計はれたを
申添える。

厚生省訓第 號

國立栄養研究所長

國立栄養研究所長職務規程を、次のように定める。

右訓令する。

昭和二十二年四月一日

厚生大臣 河合良成

國立栄養研究所長職務規程

第一條 所長は、三級官吏及び嘱託の進退賞罰を厚生大臣に具申する。

第二條 左の事項は、所長が専らこれを行ふ。

一 職員の職務擔任に關すること。

二 履員及び傭人の進退給與に關すること。

三 職員の内國出張に關すること。但し、所長の出張については、この限りでない。

四 職員の除服、出仕及び請暇に關すること。

第三條 所長は、前年度中の事務成績を毎年五月末日までに、厚生大臣に報告しなければならない。但し、臨時に必要と認める事項は、その都度報告しなければなら

裏面白紙

412

公保發第一三九號
昭和二十二年四月十日

厚生省公衆保健局



厚生大臣官房秘書課長 聞

公衆衛生院事務分掌規程一部又止に關する件

近く國立栄養研究所の官制が交付されるがこれに伴つて公衆衛生院の事務分掌規程の一部を別紙の通り改正する必要があるので可然取計御願する。これにて本件は國立栄養研究所官制交付と同日附を以て施行して取き良い。